

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
1	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局 教育委員会事務局	保育管理課 こども入所支援担当 幼稚園・高校企画 推進担当 職員課	80	結果	教育委員会事務局およびこども青少年局における共通もしくは類似する事務については、組織を統合することにより事務執行の効率化を図るべきである。	国での所管見直しの流れを受けて、他都市のように、組織を一体化し、利用者目線の効率的な運営を図るべきである。現状、認定事務、給付事務および利用調整を市で行っているが、組織の一体化により当該事務を民間委託するとともに、窓口一本化による運営の効率化・市民サービスの向上を図ることも可能と考える。 また、新制度に移行している園情報を管理するシステム(コアラシステム)と新制度に移行していない園等の情報を管理するシステム(ヒツジシステム)の統合を図り、運用コストの低減を図る余地があると考えられる。限られた人的・金銭的資源の中で、効率的な事務執行を図るため、近隣都市等の教育認定・保育認定を執行する組織形態を参考とし、組織を統合するもしくは事務を移管することによるメリット・デメリットを明らかとし、今後の対応を検討すべきである。		市においても、子ども子育て支援新制度関係業務のうち、こども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務を所管する担当窓口を一本化させる等により事務の効果・効率化が図られると考えることから、当該業務執行体制の見直しにより検討を進めているところであり、今後も引き続き、システムの統合や機能性の向上も含め、組織を所管する総務局などの関連部署と連携しながら実施に向けて協議していく。	未改善
2	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局	保育運営課	105	結果	備品につき、定期的に管理台帳と現物の一斉照合を行う必要がある。	各施設にて定期的な現物の一斉確認を実施し、その結果の報告をさせ、保育管理課にて異常がないか確認すべきである。また、保育管理課が抜き取りにより備品台帳と現物の照合を実施することを検討すべきである。	○	令和2年度から、本庁の保育運営課職員が各保育所へ出向き、備品管理台帳との照合を順次行い、チェック機能の強化を図るよう取扱いを改めた。	改善済
3	令和元年度	令和2年2月21日	総合政策局	政策推進課	110	結果	事務事業シートの変更を行う場合には、評価の実効性を確保できるようにするとともに、市民への説明責任を果たすべきである。	削除された項目は点検事項としては必要な事項と考えられることから、必要な検討項目については次年度以降では再度検討項目として検証していく必要があると考える。その際、削除した記載項目を復活させるという意味ではなく、その内容のうちで記載すべきと判断した内容を「②事業成果の点検・事業成果(達成状況等)」の欄に付記するなどの対応が計られる必要がある。 また、今回のような検討項目などを変更する際には、事務事業シートにおいて、“その旨”、“その理由”、“変更する場合の長所・短所”などの記載を行い、市民への説明責任を果たすべきである。	○	平成30年度決算から、事務事業シートを施策評価の自己点検ツールとして位置付けるとともに、簡潔かつ分かりやすくするために記載内容の集約を行ったが、施策評価との連携は高まったものの、個々の事業における今後の取組の方向性などが見えにくいといった課題も生じていたことから、令和元年度決算からは、目標に対する達成状況を踏まえて「成果と課題」を記載するとともに、個々の事業における「今後の取組方針」についても、合わせて記載するよう様式の変更を行った。また令和2年度からは、その旨を事務事業シートに記載したことで市民への説明責任を果たすとともに、事務事業シートの記載内容についてもより分かりやすい記載にするよう努めている。	改善済
4	令和元年度	令和2年2月21日	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画 推進担当	118	結果	【施設型給付費】 施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。		子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所)の設置者等に対し、特定教育・保育施設の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図るために実施する確認監査については、執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	未改善
5	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局	こども入所支援担当	120	結果	【一時預かり事業補助金】 補助金の交付については、一時預かりの実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある。	補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についてでも、一時預かりの実態が確認できる資料(例えば、保護者からの一時預かり申込書、職員の業務日誌、一時預かり料収受記録など)との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。 また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。	○	包括外部監査の指摘を受けて、令和2年度から、補助対象先から入手した報告書の内容を確認するために、保護者からの一時預かり申込書、職員の業務日誌、一時預かり料収受記録などの一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、補助の要件を充足していることを確認するよう取扱いを改めた。	改善済
6	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局	こども入所支援担当	124	結果	【法人保育施設等特別保育事業等補助金】 補助金の交付については、延長の実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある。	補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についてでも、延長保育の実態が確認できる資料(例えば、保護者からの延長保育申込書、職員の業務日誌、延長保育料収受記録など)との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。 また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。	○	包括外部監査の指摘を受けて、令和2年度から、補助対象先から入手した報告書の内容を確認するために、保護者からの延長保育申込書、職員の業務日誌、延長保育料収受記録などの延長保育実施の実態が確認できる資料との照合により、補助の要件を充足していることを確認するよう取扱いを改めた。	改善済
7	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局	保育管理課	133	結果	【保育環境改善事業費】 私立保育所の施設整備費につき、事業者の負担額は建設資金の4分の1以上とすることを徹底する必要がある。	今後、施設整備費交付手続の誤りがないよう、決裁に際し金額確認を実施した旨の記録をする等、事業者負担に関する確認に関する適切な事務執行に努められたい。	○	適切な交付事務の執行のために、再度、事業者には提出書類の確認を徹底させるとともに、審査の過程においても金額のチェック項目を追加し、審査の不備防止を図るよう取扱いを改めた。	改善済

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
8	令和元年度	令和2年2月21日	こども青少年局	いくしあ推進課	212	結果	<p>【子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費】 個人情報保護の観点から、USBメモリに移された情報に関するログが残るよう、主としてシステム上の対応を行うことが必要である。</p>	<p>USBメモリに移された情報に関するログが残るようになり、当該ログをサーバに残るようにシステム上の対応を行う必要がある。 また、USBメモリから取り出された後のファイルについても、行政事務支援システム始め、該当PCにてログ履歴が残る形で市としてシステム管理される必要がある。 ただし、システム改定の必要もあり、予算財源等現実的な対応も求められることも想定されるため、臨時的な代替方法として、抜き取り後のオリジナルデータの消去手続およびその確認手続についてもルールどおり運用されていることを確認する方法の整備を行うとともに厳格な運用を図るべきである。</p>		<p>行政事務支援システムに関しては、全台に資産管理システムが導入されており、サーバー上に「どのPCでどのユーザーがどのような操作を実施したか」がログとして残るようになっていることから、そのログにより一定の追跡は可能であることに加え、令和元年度から実施しているデータ抽出申請手続において、抜き取り後のオリジナルデータの消去及びその確認に係る項目を令和2年度に追加することでチェックを強化し、より一層厳格な運用を図っている。 また、子どもの育ち支援システムについての、接続ログやファイル更新、削除等の履歴を残すことができるディレクトリ監視ソフトの全台導入に向けて関係部局と協議を行った。</p>	未改善

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
6	平成30年度	平成31年2月21日	総務局(公営企業局)	契約課	98	結果	工事請負契約の下請業者からの誓約書の提出を徹底させる必要がある。	契約の公正性を確保するため、工事請負契約の下請業者からも暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出させる必要があるが、誓約書が提出されていない工事請負契約があった。 公正な契約事務の執行のためには、工事請負業者のみならず、その下請業者からも漏れなく誓約書の提出を徹底させた上で、暴力団等との関係がないことを確認する必要がある。誓約書の提出漏れを防ぐためには、チェックリストを活用するなど、有効な手法を検討されたい。	○	入札執行時には、入札参加業者に渡す「入札等のしおり(工事)」に、契約金額が200万円(税込)を超える場合は、下請業者から誓約書を徴収し、受注者が取りまとめて市に提出する必要がある旨記載し周知している。 次に、契約締結時においては、受注者に対し、「尼崎市暴力団排除条例の施行に伴う市の契約から暴力団を排除するための措置」(説明文)を渡すとともに、上記事項等を改めて口頭説明し、提出を促している。 また、誓約書の提出漏れを防ぐ更なる対応策として、令和2年度から本市職員職員向けのチェックリストを整備することにより、組織的にチェック機能を向上させ、提出漏れを防ぐよう改めた。	改善済
32	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	財務課 上下水道部経営企画課	137	結果	退職給付費用を収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。	退職給付引当金計上に関する費用が、収益的支出(3条予算)と資本的支出(4条予算)に区分されておらず、すべて収益的支出として処理されている。 職員の給与の区分に応じ、収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。 給与の区分に応じ、退職給付費用の計算も収益的支出と資本的支出に区別する必要がある。		資本勘定支弁職員(資本的支出で人件費を支出する職員)の退職給付引当金を収益的支出と資本的支出に区分することについて課題は認識しているが、実務上の負担増加によるコスト増につながり、実施は困難であると考えている。	未改善

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
202	平成28年度	平成29年2月20日	健康福祉局	生活衛生課	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	<p>平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「(1) 合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」、及び「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>		適切な管理費の割合等について、引き続き指定管理者と協議・調整を行い、改善に向けた取組みを継続していく。	未改善

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
152	平成27年度	平成28年2月22日	健康福祉局	福祉医療課	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V~X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。 督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V,W,Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。		債務者の現住所地を確認するため、令和元年7月8日付で、戸籍謄本等の請求を行った。Xについては、婚姻による新戸籍を編製しており、再度(7月30日付)請求を行い、3人の所在確認を取ったが、Wは平成28年4月24日に死亡しており、代襲相続人は存在しなかった。 残るV,Xについて、令和元年9月13日付で過払金の返還について連絡を請う旨の通知を送付したが、連絡はなかった。そのため10月9日付で、10月末日までと期限を切って再度通知を送付したが、現時点でV、Xからの連絡がない。平成22年9月14日付通知文は、時効の中断にはなっておらず、連絡があった場合は、時効の援用をされる可能性があり進展は望めない。金額も少額であり費用対効果がなく、今後の進展は望めないことから回収は困難であり、債権の放棄に向けた検討を行う。	未改善
153	平成27年度	平成28年2月22日	健康福祉局	北部保健福祉管理課 南部保健福祉管理課	161	結果	交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき	ケースファイルの閲覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。 サンプル(C)(I)(O)においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとっている。 現状、分割納付を行う場合に取引交わす履行延期(分割納付)申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行っていない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないこととなるため、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであると考え。	○	3件のうち2件は再分割申請を受理し分割承認しており債務承認がなされており、残る1件については不納欠損処理がなされ債権は消滅している。 一方、包括外部監査において指摘された案件の対応のみならず、平成28年度から担当者向けの研修を実施しているほか、市債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的とした尼崎市債権管理条例を平成30年3月に制定するとともに、本市の債権全体の進捗よく管理及び各課の債権管理業務をサポートするために平成30年度から法務支援担当(課)を新設した。 同担当(課)において、本市における債権管理の課題に対し本市が取り組むべき事項を定めた「尼崎市債権管理推進計画」及び債権管理に係る具体的な事務処理を示したマニュアルを策定したことから、今後においても適正な債権管理に努めていく。	改善済
154	平成27年度	平成28年2月22日	こども青少年局	こども入所支援担当	209	結果	保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施	保育所保育料は地方税の滞納処分の例により処分することができる(児童福祉法第56条8項)強制徴収公債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査(国税徴収法第141条)、その他滞納処分(地方税法第331条)の実績がない。 市町村には保育が義務づけられており(児童福祉法第24条)、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報目的外利用)も並行して行うことが望まれる。	○	これまでの収納管理業務においては、納付催告や収入促進員を活用した徴収体制のもと、滞納保育料の削減に向けて取り組んできたところであるが、包括外部監査人の指摘のとおり、滞納処分の実績はなく、時効到来による不納欠損額の減少に歯止めがかからなかった。 令和2年度においては、給与照会、預貯金調査、生命保険調査等を実施し、滞納処分(執行停止や差押処分)を進めた。	改善済

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
158	平成27年度	平成28年2月22日	経済環境局	しごと支援課	230	結果	分割納付誓約書の文書化	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。</p> <p>また、関連する条例や規定（「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」）には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>		令和2年度は、4月28日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めたが、これまでと同様、月1万円ずつの納付は継続するものの分納誓約書への署名捺印は拒否された。	未改善
160	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	253	結果	強制執行による債権回収及び明渡しの要求を行うべき	<p>過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにも関わらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事案が発見された。</p> <p>サンプルで閲覧したA氏、B氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A氏、B氏はともに平成8年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成10年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成20年2月に市が勝訴しており、A氏、B氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後A氏、B氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収は行われていない。</p> <p>本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。</p> <p>そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。</p>	○	<p>訴訟により勝訴した相手方であるA氏は判決確定後に死亡したことから、強制執行ができないため、新たに訴訟提起するに当たっては相手方の法定相続人を全て特定し、相続人を相手に訴訟をする必要があるが、A氏は外国籍のため戸籍が日本国内に存在せず、相続人確定ができない状況であることから、強制執行はできない。</p> <p>B氏については、再度訴訟を提起することも踏まえた上で、粘り強く交渉を続けた結果、平成29年度に応能応益制度に基づく適正家賃の支払に納得を得られ、適正家賃賦課の当月分家賃の納付と過去の滞納分についても債権の回収を行うことができた。</p> <p>一方、監査指摘後に、市債権を適正に管理し、公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的とした尼崎市債権管理条例を平成30年3月に制定するとともに、本市の債権全体の進捗よく管理及び各課の債権管理業務をサポートするために平成30年度から法務支援担当(課)を新設した。</p> <p>同担当(課)において、本市における債権管理の課題に対し本市が取り組むべき事項を定めた「尼崎市債権管理推進計画」及び債権管理に係る具体的な事務処理を示したマニュアルを策定したことから、今後においても適正な債権管理に努めていく。</p>	改善済
161	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事案が発見された。</p> <p>D氏の事案は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問を行っていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>また、F氏の事案は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市によると、納付交渉が行われていない理由は不明ということである。</p> <p>債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>		<p>当該債権の回収業務については、平成23年10月から業務委託を行っている。委託に際しては、委託している全債務者への対応状況等をまとめた業務報告書の提出を求めており、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備している。しかし、債務者の高齢化による死亡や行方不明により、債務者の特定ができず、長期間納付交渉が行われていなかったと思われる。長期間納付交渉が行われていない債権については、債務者特定のために、平成27年8月ごろから所在調査を実施している。その中で、D氏については、納付交渉を実施しているが、F氏については、長期間未交渉であったため、所在調査を実施した。その結果、F氏本人及び配偶者、子の所在が確認でき、F氏の保証人は死亡しているが、相続人の所在が確認できたため、催告を再開する。</p> <p>どちらも時効期間が到来しているが、時効の援用がない限り債権は消滅しないため、納付交渉を行う。</p> <p>令和3年度以降も業務委託を継続するにあたり、委託先から委託債権の状況について、毎月業務報告書を提出させる仕様とし、債務者の状況を把握し、納付交渉漏れを防ぐ仕組みを整備した。</p>	未改善

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
171	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	<p>特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。</p> <p>これは充実した介護保険制度の発足を目標として、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。</p> <p>しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。</p>		<p>公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一の基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。</p> <p>市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法(訴訟等)で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和7年度末までの間を既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としていくところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。</p>	未改善
174	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	<p>当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。</p> <p>地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。</p> <p>仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。</p> <p>一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。</p> <p>そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。</p>		<p>当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。</p> <p>また、現在、高齢者保護など他の制度の施設としても対応できるよう検討を進めているところであり、当該施設の今後のあり方等については、こうした状況等を踏まえつつ、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に行う。</p>	未改善
175	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	186	結果	食事サービス事業の継続の要否について	<p>近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。</p> <p>尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。</p> <p>当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。</p> <p>そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。</p>	○	<p>高齢者向け配食サービスを実施する民間事業者が大幅に増加し、そのメニューや価格も多様化する状況を踏まえ、令和3年度から事業を廃止することとする。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
179	平成24年度	平成25年2月19日	資産統括局	納税課	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。	○	令和3年1月から、延滞金額の網羅的な把握ができる新税務システムを採用し、公平な徴収に取り組んでいる。	改善済
180	平成24年度	平成25年2月19日	資産統括局	納税課	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。	○	令和3年1月から、過去の納付実績や延滞金の残高等の網羅的な把握ができる新税務システムを採用し、公平な徴収に取り組んでいる。	改善済

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
188	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善
189	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善
190	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善
191	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善
192	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善
193	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	未改善

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
194	平成22年度	平成23年2月21日	総合政策局	園田地域課	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		当該地における境界明示及び境界標の設置については、土地の売却等の方針が確定した場合など、必要性が高まった際に実施する予定であったが、公有財産の適切な管理を確保するために令和4年度の予算化に向けて関係各課との調整を進めていく。	未改善
195	平成22年度	平成23年2月21日	総合政策局	園田地域課	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。	○	当該地は、瓦宮西園田福祉会館の敷地として利用しており、合筆しなくとも、管理上、特段支障をきたすものではなかったことなどから、合筆せずに管理してきた経緯があるが、公有財産台帳等の管理を効率化することなどから、令和3年3月に合筆登記を行った。	改善済
196	平成22年度	平成23年2月21日	こども青少年局	保育運営課	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後に所管替えを行う。 令和2年度は、現地調査の際(令和2年10月23日)、隣接する民家に訪問するも不在であった。	未改善
197	平成22年度	平成23年2月21日	都市整備局	市街地整備課	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。	○	825-65(現:825-252の一部)については、令和2年4月1日付で道路課への引継ぎが完了している。また、826-163(現:825の一部)についても、令和3年3月に道路課へ引継ぎが完了した。	改善済
201	平成22年度	平成23年2月21日	都市整備局	公園維持課	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手続きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手続上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。	未改善